

令和5年 第3回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月24日（金）午後1時30分から午後2時35分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (2人)

委員	9番	若田部明
委員	12番	大舘 孝

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第3号までについて

報告第1号 佐野市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考結果について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第12号までについて

議案第1号 空き家に付属した農地の指定の解除について

議案第2号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止について

議案第3号 佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について

議案第4号 特定農地貸付の承認について

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 個人情報保護に関する法律等の施行に関する佐野市農業委員会
規程の制定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小倉浩史

参事 磯部高志

農地調整係 係長 川田優子

主査 飯塚康夫

主任 鈴木正寛

主任 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和5年第3回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号9番 若田部明委員、議席番号12番 大拙 孝委員の2名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は12名でございます。

議長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第3回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 相場重雄委員、議席番号13番 野村春男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第3号までであります。

まず報告第1号「佐野市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考結

果について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 佐野市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考結果について、このことについて、佐野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱第2条の規定により報告します。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第3号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりで

あります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第11号まででありましたが、議案第12号「個人情報の保護に関する法律等の施行に関する佐野市農業委員会規程の制定について」を追加し、本日の議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、日程第5に議案第12号を追加し、議題とすることに決定いたしました。

まず、議案第1号「空き家に付属した農地の指定の解除について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 空き家に付属した農地の指定の解除について、意見を求めます。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、空き家に付属した農地の指定を解除することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、提案のとおり指定を解除することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の廃止について、委員会の議決を求めます。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

令和4年5月27日に農地法の一部改正、令和5年4月1日からの施行に伴い、下限面積要件が廃止されることになったため、本市において地区別に設定している、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（平成21年佐野市農業委員会告示第29号）は、令和5年3月31日限りで廃止します。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、別段の面積の廃止に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、提案のとおり別段の面積を廃止することに決定いたしました。

次に、議案第3号「佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について、委員会の議決を求めます。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

令和4年5月27日に農地法の一部改正、令和5年4月1日からの施行に伴い、下限面積要件が廃止されることによるものです。

佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準を廃止する告示

佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準（平成31年佐野市農業委員会告示第7号）は、廃止する。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第3号について質疑に入

ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、当該基準の廃止に賛成の委員の挙手を求めます

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号については、当該基準を廃止することに決定いたしました。

次に、議案第4号「特定農地貸付の承認について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 特定農地貸付の承認について、意見を求めます。
令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

特定農地貸付に関する法律の特例に関する法律検討状況は、第2条1については農園における1区画の面積が10aを超えないようにするというものですが、10aを超える区画はありませんので、該当ありと思われれます。第2条2,3に関しましては、提出されている貸付規程に記載があるため問題ありません。第2条4について、事前に確認してあるため問題ありません。第3条2については、特定農地貸付を行う際に農業委員会に提出が必要な貸付規程に必要な条件について記載があるかを確認するものであり、すべて条件に合う記載がございましたので問題ありません。第3条3の1につきましては、3月13日に現地を地区担当委員2名と事務局で確認いたしまして、問題ないとのことでしたので、こちらも該当ありと思われれます。最後に第3条3の2については、こちらも貸付規程に記載がありましたので問題ありません。

以上のことから、本申請は承認相当と思われれます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条711番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.4km 所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、乗用草刈機1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条712番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.2km 所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、噴霧器2台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜、果樹となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は361日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思わ

れます。

3条713番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は3.0km 所要時間は6分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米、柿、栗となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は240日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号4条151番について、調査班、お願いします。

調査班

4条151番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて」を議題といたします。事務局をして、議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて、次のとおり許可処分の取消し願いがありましたので、意見を求めます。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第7号

取消5条19番について、調査班、お願いします。

調査班

5条取消19番について報告します。

本申請は、令和4年10月26日に許可し、資材置場とすることを目的とした農地転用について、許可の取消を申請するものです。なお、取消地は転用行為はされていません。検討事項1から3については、すべて認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は取消は妥当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号については、願いのとおりに取消することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第7号は願いのとおりに取消することに決定いたしました。

次に、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第8号5条975番から979番について、調査班、お願いします。

調査班

5条975番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地

のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条976番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条977番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条978番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条979番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(澁江修身委員 挙手)

議席番号15番 澁江修身委員どうぞ。

15番
澁江委員

5条975番についてですが、私、許可はしますが隣接しているのですか。そんな小さい駐車場で。

事務局

975番ですが、この西側に申請人の資材置場として使っている事業所がありまして、そこに車を置けない従業員の車やお客さんの車など、数台を停めるということで申請が出ております。

15番
澁江委員

わかりました。

議長

ほかに質問はありますか。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第8号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第9号の説明をさせます。

事務局

議案第9号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第9号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第9号非農地521番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地521番について報告いたします。
願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われ
ます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して
おり、非農地証明はやむを得ないと思われ
ます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ
れより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第9号について、願いの
とおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第9号については、願いのとお
り証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議
題といたします。事務局をして議案第10号の説明をさせます。

事務局

議案第10号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営
基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼
がありましたので、意見を求めます。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第10号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで質疑に入る前に、議事参与の制限
についてご案内します。利用権設定関係の10番について、議席番号15
番 澁江修身委員が議事参与の制限に該当します。10番について審議
します。澁江修身委員の退室をお願いします。

(澁江修身委員 退室 14:25)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の10番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の10番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。澁江修身委員の入室をお願いします。

(澁江修身委員 入室 14:27)

次に、利用権設定関係の10番以外および所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の10番以外および所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の10番以外および所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第11号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第11号の説明をさせます。

事務局

議案第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第11号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第11号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第11号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加いたしました議案第12号「個人情報の保護に関する法律等の施行に関する佐野市農業委員会規程の制定について」を議題といたします。事務局をして議案第12号の説明をさせます。

事務局

議案第12号 個人情報の保護に関する法律等の施行に関する佐野市農業委員会規程の制定について、委員会の議決を求めます。

令和5年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

個人情報の保護に関する法律等の施行に関する佐野市農業委員会規程 佐野市農業委員会の所管に関する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐野市条例5号）の施行については、佐野市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年佐野市規則17号）その他市長が定めるもの（以下「市規則等」という。）の例による。この場合において、市規則等中「市長」とあるのは「佐野市農業委員会会長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、佐野市農業委員会が定める。

附則（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（佐野市個人情報保護条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の廃止）

2 佐野市個人情報保護条例の施行に関する佐野市農業委員会規程（平成17年佐野市農業委員会告示第4号）は、廃止する。

制定の理由は、個人情報の保護に関する法律の改正により、これまでは地方公共団体が取り扱う個人情報保護制度は各団体の条例により定められていましたが、令和5年4月1日から改正後の法律により統一、一本化されることとなったため、佐野市個人情報保護条例で定められていた個人情報の保護に関する事務が法律の適用を受けることになったため、規則が廃止され、新たに法律の施行に必要な事項を定めるための佐野市個人情報の保護に関する法律等施行条例と規則が制定されました。農業委

員会においても、農業委員会の所管に関する個人情報の保護については、新たな市の条例・規則に準じた取扱いを行うための規定となります。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第12号について、提案のとおり規程を制定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第12号については、提案のとおり規程を制定することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました「農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和5年2月分）に対する回答について」をご覧ください。令和5年第2回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ、会長専決にて許可証を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和5年第3回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時35分閉会